

答 申 書
(答申第8号)

平成10年12月7日

1 審査会の結論

「民間企業への再就職報告書」を一部開示したことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、道職員が道の推薦により民間企業への再就職が決定したときに、当該職員の所属長から北海道総務部長に提出された「民間企業への再就職報告書」であり、これには、再就職した者に係る次の情報が記録されている。

ア 氏名、所属・職名及び道退職予定年月日

イ 生年月日、給料月額並びに再就職先における給与又は報酬

ウ 道採用年月日及び勤続年数

エ 再就職先の法人の名称及び所在地、法人の代表者の職・氏名、勤務先の所在地

オ 再就職先における役職名及び職務の内容、就職予定年月日並びに任用期間

本件公文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に当たり、北海道知事（以下「実施機関」という。）が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして非開示とした情報は、上記イ、ウ、エ及びオの情報である。本件異議申立ては、本件処分を取り消し、明らかに1号情報に該当すると思われる情報を除く部分の開示を求めるというものであり、異議申立人自身が、異議申立ての理由において上記イの情報は1号情報に該当すると思われる旨述べていることから、この部分については開示を求めているものと判断し、上記ウ、エ及びオの情報に係る本件処分の妥当性について判断することとする。

(2) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる情報を非開示情報として定めている。

また、ここでいう「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得」は、一般に個人のプライバシーに属すると考えられる情報について例示したものであり、これらについては、通常他人に知られたいと認められる情報であるから、開示すべき特別の事情がない限り1号情報に該当するものと解する。

イ 本件処分において非開示とされた情報のうち、(1)のウの情報については、当該個

人の職歴に関する情報であり、条例第10条第1項第1号で例示されているとおり個人のプライバシーに属する情報である。また、これらの情報について開示すべき特別の事情があるとは認められない。

ウ (1)のエ及びオの情報については、これを開示すると、既に開示されている再就職した者の氏名と結び付くことにより、当該個人の再就職先等が明らかになる。

退職した後の再就職先等に関する情報については、社会通念上、個人の生活にかかわる情報であり、通常他人に知られたくないと認められる情報に該当する。そして、再就職した者が道からの推薦により再就職したものであっても、そのことをもって、退職した後の再就職先等に関する情報が当該個人のプライバシーに当たらないとはいえないものと判断する。

エ 以上のとおり、(1)のウ、エ及びオの情報は、いずれも個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められる情報であることから、1号情報に該当するものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 本件処分に関する意見

本件処分においては、再就職した者の氏名を開示していることから、当該個人の再就職先である法人に関する情報を非開示としたことはやむを得ないものと判断するが、本件公文書が行政と民間企業との健全な関係を維持することを目的として作成されたという経緯を考慮すると、本件公文書の開示請求に対しては、むしろ法人の名称等を開示する方向で検討すべきであった。

なお、この点に関して実施機関は、3の(1)のエの情報が条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）にも該当することから、法人の名称を開示することはできない旨主張する。

しかしながら、実施機関の提出資料をもってしては、3の(1)のエの情報は、これを開示することにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれるとまではいえないものであり、2号情報には該当しないものとする。

5 審査会の処理経過

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年7月17日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成10年8月4日 (第3回審査会)	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成10年8月5日	○ 異議申立人に実施機関の理由説明書を送付

平成10年 8 月 26 日 (第一部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成10年 9 月 24 日 (第一部会)	○ 審議
平成10年11月 20 日 (第一部会)	○ 審議
平成10年12月 1 日 (第 7 回 審査会)	○ 答申案の審議
平成10年12月 7 日	○ 答申